

(お知らせ)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」 の閣議決定及び意見募集の結果について

<厚生労働省及び経済産業省と同時発表>

平成26年3月14日(金)

環境省総合環境政策局環境保健部

企画課化学物質審査室

直通：03-5521-8253

代表：03-3581-3351

室長 木村 正伸(内線 6309)

室長補佐 草川 祐介(内線 6324)

担当 高橋 亮介(内線 6329)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が本日3月14日(金)に閣議決定されましたので、お知らせいたします。今回の改正は、中央環境審議会の答申に基づき、エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンの第一種特定化学物質への追加及び輸入禁止製品の指定を行うものです。

また、平成26年1月17日(金)から平成26年2月15日(土)まで実施した本政令案に対する意見募集の結果についてもお知らせいたします。

1. 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」の概要

(1) 第一種特定化学物質の指定(令第1条)

新たに6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)及びヘキサブロモシクロドデカンを第一種特定化学物質に追加指定する。

(2) 第一種特定化学物質が使用されている輸入禁止製品の指定(令第7条)

今般、第一種特定化学物質に追加指定するヘキサブロモシクロドデカンが使用されている4製品について、輸入を禁止する製品に追加指定する。

2. 意見募集の結果及びそれに対する考え方

(1) 意見募集の周知方法

電子政府の窓口(e-Gov)、厚生労働省、経済産業省及び環境省ホームページ

(2) 意見提出期間

平成26年1月17日(金)～平成26年2月15日(土)

(3) 意見提出方法 電子メール、郵送又はFAX

(4) 意見提出者数 3

(5) のべ意見数 3件

(6) いただいた御意見に対する考え方は別添のとおり。